

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 7 月 10 日

月 曜 日

第 3932 号

## 目 次

### 告 示

○保安林の指定の解除	1
○道路の区域変更	2
○道路の供用開始	

### 公 告

○平成27年度屋外広告物講習会の開催	3
○開発行為の工事完了	4
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	5
○県有財産に係る一般競争入札の実施	8
○条件付き一般競争入札の実施	11

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第317号

保安林の指定の解除について

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年 7 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 解除に係る保安林の所在場所

富山県高岡市西広谷字母野 151の 3 から151の 5 まで、 152の 3、 152の 4、 153の 3、 153の 5、 154の 3

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅

**富山県告示第318号**

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 7 月 10 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 7 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 小矢部伏木港 線	小矢部市西中野字坂東 834 番 1 から 小矢部市宇治新字大西島 865番 1 まで	変更前		最大 23.3 最小 12.1	216.8	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所
		変更後		最大 34.6 最小 19.8	216.8	

**富山県告示第319号**

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 7 月 10 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 7 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 小矢部伏木港 線	小矢部市西中野字坂東 834番 1 から 小矢部市宇治新字大西島 865番 1 まで	平成27年 7 月 10 日	高岡土木 センター 小矢部土 木事務所

~~~~~  
公 告  
~~~~~

**平成27年度屋外広告物講習会の開催**

富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）第26条第1項の規定により、平成27年度屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、同条例第33条の3第2号の規定により公示する。

平成27年 7 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 講習会の開催日時

平成27年 8 月 26 日（水）午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

2 講習会場

富山市新総曲輪 4 番 18 号 富山県民会館 701 号室

3 講習科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講申込手続

富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）第26条第2項に規定する屋外広告物講習会受講申込書に、必要な事項を記載して申し込むこと。

5 受講申込先

富山市大泉東町一丁目 11 番 28 号

富山県屋外広告美術協同組合

6 受講申込期間

平成27年 7 月 10 日（金）から平成27年 8 月 10 日（月）まで

7 受講手数料

3,000 円（富山県収入証紙により納付すること。）

8 講習会の課程の一部免除

次に掲げる者については、講習科目のうち屋外広告物の施工に関する事項の課程を免除する。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第 202号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第 139号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第 170号）第44条第 1 項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて、帆布製品製造取付けに係るもの

#### 9 講習会修了証書

講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。

#### 10 その他

詳細については、富山県土木部建築住宅課（電話076-444-9661）に問い合わせること。

### 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成27年 7 月10日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市戸破字神田4021番 1、4022番、4024番、4025番、4026番及び4027番 1 の各一部並びに4023番	同 左	道 路 下 水 道	射水市戸破3523番地	伊勢住建株式会社
射水市戸破字神田4014番、4018番 1、4019番 1、4020番 1 及び4021番 3 の各一部	同 左	道 路 下 水 道	射水市戸破3523番地	伊勢住建株式会社
射水市手崎字針原 308番、309番及び 310番 1			射水市手崎1478番地の 2	宮一産業株式会社

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 店舗の名称及び所在地**

100満ボルト高岡店 高岡市赤祖父 671番

**2 店舗を設置する者 大和ハウス工業株式会社 富山支店****3 変更事項**

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目  
601番地

(変更後)

株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目  
601番地

**4 変更の日**

平成27年4月1日

**5 変更の理由**

小売業者の代表者に変更があったため

**6 届出の日 平成27年6月22日****7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課****8 縦覧期間 平成27年7月10日から平成27年11月10日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書

を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

黒部ショッピングタウン 黒部市植木 773番1 ほか9筆

2 店舗を設置する者 K D L黒部 株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目  
601番地

(変更後)

株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目  
601番地

4 変更の日

平成27年4月1日

5 変更の理由

小売業者の代表者に変更があつたため

- 6 届出の日 平成27年6月22日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成27年7月10日から平成27年11月10日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地  
100満ボルト富山店 富山市布瀬町南一丁目7-4
- 2 店舗を設置する者 有限会社橘商事
- 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫 福井県福井市新保北一丁目601番地

(変更後)

株式会社サンキュー 代表取締役 小林 義典 福井県福井市新保北一丁目  
601番地

## 4 変更の日

平成27年4月1日

## 5 変更の理由

小売業者の代表者に変更があったため

## 6 届出の日 平成27年6月22日

## 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

## 8 縦覧期間 平成27年7月10日から平成27年11月10日まで

## 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

## 県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年7月10日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 入札に付する物件

所在地	地積（実測）	地目	予定価格	入札保証金
富山県射水市海竜町 24番9	6,767.66平方 メートル	雑種地	91,187,450円	9,118,745円

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

## 2 入札に必要な資格



次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 別に定める制限に該当する者（詳細は、14の問い合わせ先へお問い合わせください。）

### 3 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成27年7月10日（金）から平成27年7月24日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県土木部港湾課管理係  
電話番号 076-444-3335（直通）

### 4 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、平成27年7月24日（金）までに、別に定める申込書に誓約書及び印鑑証明書を添付して、富山県土木部港湾課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください（簡易書留は、提出期限必着です。）。

### 5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年7月27日（月）午後2時から
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号 富山県庁本館1階入札室

### 6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により、入札保証金として金9,118,745円を平成27年7月27日（月）午後1時15分から午後1時50分までに県に納める必要があります。

### 7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とします。

### 8 入札の無効

別に定める入札心得書第 7 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

#### 9 契約の締結

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して 4 日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は算入しません。）に県と契約を締結する必要があります。（この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。）

#### 10 売買代金の支払方法

落札者は、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払う必要があります。

#### 11 用途の制限等

(1) 落札者は、県との契約締結の日から起算して 5 年間は、物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。

(2) 落札者は、物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。

(3) 落札者は、物件を「射水市海竜町東地区 地区計画」の「土地利用の方針」を反映した用途に利用するものとします。また、同地区計画上の建築物等に関する制限を遵守しなければなりません。

#### 12 現地説明の日時及び場所

(1) 日時 平成 27 年 7 月 21 日（火）午後 2 時から

(2) 場所 物件の現地

#### 13 その他

(1) 現地説明に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地説明における各種事項について、すべて了解されているものとみなします。

(2) 今回の入札結果を含めた契約内容について、県は落札者の同意を得たうえで、公表できるものとします。

(3) その他詳細は、入札説明書によります。

#### 14 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県土木部港湾課管理係

電話番号 076-444-3335 (直通)

## 条件付き一般競争入札の実施

立山室堂地区観光・防災Wi-Fiステーション整備工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「政令」という。)第 167条の 6 第 1 項の規定により、公告する。

平成27年 7 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 立山室堂地区観光・防災Wi-Fiステーション整備工事
- (2) 工事場所 富山県中新川郡立山町芦畷寺(室堂)外地内
- (3) 発注工種 電話・通信設備工事
- (4) 工事概要 観光・防災用Wi-Fi工事
- (5) 工 期 契約を締結した日の翌日から平成27年10月31日まで
- (6) 調査基準価格 有

### 2 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)に関する事項

#### (1) 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 政令第 167条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法(昭和24年法律第 100号)第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間に  
おいて、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受け  
ていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定により更生手続開始の  
申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の  
規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建  
設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第 1 項に  
規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）  
でないこと。

エ 富山県内に建設業法第 3 条に規定する営業所を有する者であること。

オ 富山県における平成27・28年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、電気  
通信工事に係る総合数値が 800点以上の者として登載されていること。

カ 同種工事において、以下の施工実績があること。（共同企業体の構成員と  
しての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）

(ア) 工事場所 富山県内

(イ) 発注者 富山県、国、または県内市町村

(ウ) 期間 平成18年 4 月 1 日から入札参加資格の確認の申請の期限の日（以  
下「申請期限日」という。）までの間

### 3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる申請書及び添付書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 入札参加資格確認書（様式第 2 号）

ウ 施工実績（様式第 3 号）

(2) 申請書及び添付書類の様式は、富山県HP（下記URL）の「入札情報」か  
らダウンロードし、必要事項を記入すること。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/205010/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/205010/index.html)

(3) 提出期間

平成27年 7 月 13 日（月）から平成27年 7 月 17 日（金）までの午前 8 時 30 分  
から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

## (4) 提出方法

書類の提出は、持参又は郵送（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日にまでに必着）により行うものとする。

## (5) 提出場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県知事政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災班

（電話076-444-3187）

## 4 公告に関する質問等

- (1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参又は郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

## ア 受付期間

平成27年7月10日（金）から平成27年7月24日（金）まで（富山県の休日 を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

## イ 受付場所

富山県知事政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災班

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県HP（下記URL）の「入札情報」に掲載し、公表する。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/205010/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/205010/index.html)

## 5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、平成27年7月21日（火）までに文書により通知する。

## 6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参すること

により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成27年7月22日（水）から平成27年7月24日（金）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県知事政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災班

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、7月27日（月）までに文書により行うものとする。

## 7 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 公告と同時に富山県HP（下記URL）の「入札情報」への掲載により、設計図書等を配付するものとする。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/205010/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/205010/index.html)

- (2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参又は郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 平成27年7月10日（金）から平成27年7月24日（金）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県知事政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災班

- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。  
(4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県HP（下記URL）の「入札情報」に掲載し、公表する。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/205010/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/205010/index.html)

## 8 入札の日時、場所

- (1) 入札の日時 平成27年7月29日（水）午前10時

- (2) 入札の場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県庁1階出納局総務会計課入札室

## 9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。

- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の

8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は2回までとする。

#### 10 工事費内訳書の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。

(2) 工事費内訳書の様式は、富山県HP（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_cat/205010/index.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_cat/205010/index.html)

(3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

#### 11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

#### 12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札

(2) その他入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第6条各号のいずれかに該当する入札

(3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

#### 13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

#### 14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格を事前公表しないもの）第10条の規定によ

る。

15 その他

- (1) 当該業務の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
  - (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
  - (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
  - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
  - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
  - (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
  - (7) その他不明な点については、富山県知事政策局防災・危機管理課国民保護・地域防災班に問い合わせること。
-



(様式第 1 号)

年 月 日

## 入札参加資格確認申請書

富山県知事 石 井 隆 一 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記の工事に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

## 記

- |         |                              |
|---------|------------------------------|
| 1 工 事 名 | 立山室堂地区観光・防災 Wi-Fi ステーション整備工事 |
| 2 履行期限  | 平成27年10月31日                  |

(提出者)

業者番号  
業者名称  
企業体名称 (共同企業体の場合)  
業者郵便番号  
業者住所  
役職名  
代表者氏名  
代表電話番号  
代表 FAX 番号  
部署名  
商号 (連絡先名称)  
連絡先氏名  
連絡先住所  
連絡先電話番号  
連絡先 E-Mail  
添付資料

## (様式第 2 号)

## 入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

## 記

- 1 工事名 立山室堂地区 観光・防災Wi-Fiステーション整備工事
- 2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	該当 ・ 非該当
② 入札参加資格の確認の申請の期限の日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	該当 ・ 非該当
③ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者(これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)でないこと。	該当 ・ 非該当
④ 富山県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する営業所を有する者であること。	該当 ・ 非該当
⑤ 富山県における平成27・28年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、電気通信工事に係る総合数値が800点以上の者として登載されていること。	該当 ・ 非該当
⑥ 富山県内において、平成18年4月1日から入札参加資格の確認の申請の期限の日までの間に、富山県、国、または県内市町村が発注した同種工事の実績があること。	該当 ・ 非該当

(※) 申請者は、資格の内容(左欄)を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと。

(様式第 3 号)

同 種 工 事 の 施 工 実 績

商号又は名称

工 事 名	発注者	施工場所	工 期	受注形態		工事概要	備考
				単体・共同 企業の別	他の構成員 出資比率		
				単体企業 ・ 共同企業体			
				単体企業 ・ 共同企業体			

(注) 1 入札公告に示す施工実績を 1 件以上記入すること。

また、当該施工実績を証明するものとして、次のアからウまでのいずれかの書類を所持又は郵送により提出すること。

ア CORINS データ (技術データが含まれる登録内容確認書又は工事カルテ受領書) 及び契約書の写し

イ 富山県以外の機関が発注した工事については、当該機関が発行する施工証明書 (様式第 5 号)

ウ ア又はイにより難い場合は、工事の施工が証明できる書類 (契約書の写し等)、工事の完成が証明できる書類 (完成検査結果通知書の写し等) 及び当該工事の概要が入札参加の条件を満たすことを確認できる書類 (仕様書等)

2 受注形態が、単体企業又は共同企業の別を記入し、共同企業体の場合は、他の構成員及び出資比率もあわせて記入すること。

(様式第 5 号)

## 工 事 施 工 証 明 願

年 月 日

殿

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入札参加資格確認申請のため、富山県に提出する必要がありますので、下記工事を単体企業又は共同企業体の構成員として施工したことを証明願います。

## 記

工事名			
工事場所			
契約金額			
受注形態	単体企業／共同企業体 (出資比率 %)		
契約日	年 月 日	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
工事内容			

上記のとおり施工したことを証明する。

年 月 日

証 明 者